

対話における議題内容等申請書

代表企業名

No	資料名	ページ	該当箇所	題目	内容	備考
記載例	要求水準書	●●	●●	●●の配置について	要求水準書では●●と記載されているが、このように配置した場合は要求水準が満たされると考えてよいか？（添付資料1参照）	
1						
2						
3						
4						
5						

- ※1 記入欄が足りない場合は、必要に応じて増やすこと。
- ※2 議題として取り上げたい優先順位の高いものから、1、2...の順に記載すること。
- ※3 題目は、可能な限り要求水準書等における記載との整合を保った上で、分かりやすい表現とすること。
- ※4 希望する議題内容については、その趣旨を明確にした上で、その内容を本院が明確に理解できる限りにおいて、できるだけ簡潔にまとめること。
- ※5 既に質問に上げた内容についても対話の議題とすることが出来る。

- ※6 原則、対話内容は公表しない。
ただし、要求水準書等の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った参加者へ公表する旨を通知したうえで、公表する場合がある。参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わる事項等、その他正当な利害を害する恐れのあるものと本院が判断した情報については公表しない。